個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して２，０００円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）。

＜寄附金税額控除の対象となる寄附金＞

１　地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年６月１日以後に支出された東京都に対する寄附金は「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

２　東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

３　所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定 NPO 法人等への寄附金を指定しています。

・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【地方自治体への寄附金の例（△△市に３０，０００円を寄附した場合）】

所得税の確定申告書（第二表）

※下記の記載例は令和４年分申告書様式を用いています。

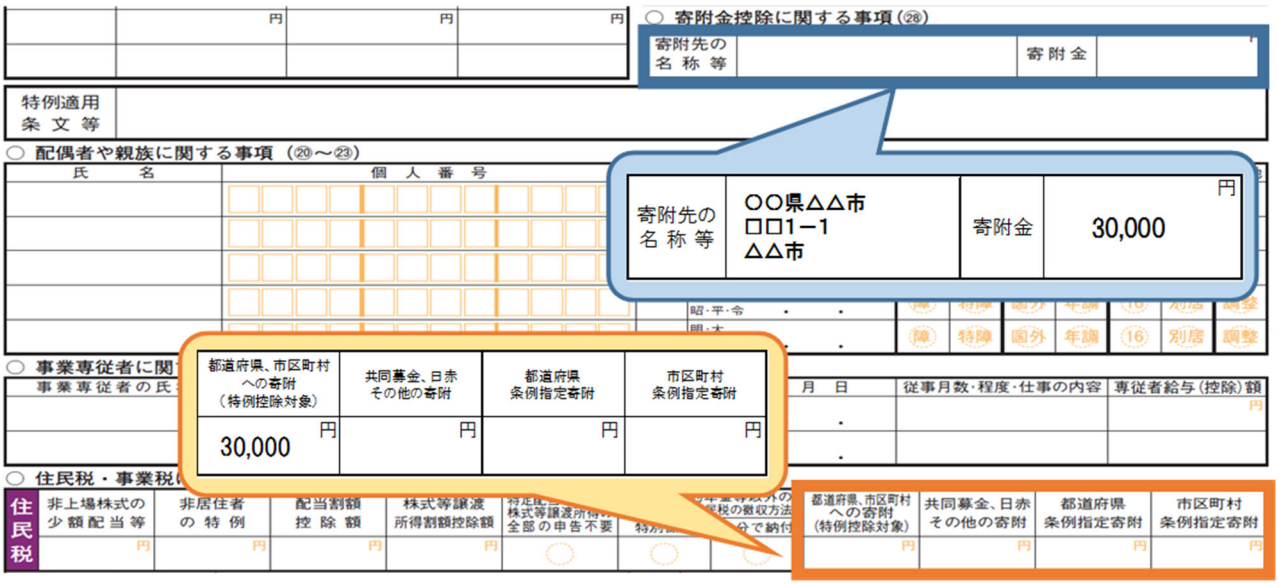

【お問合せ先】

〇確定申告の手続について・・・・・・・管轄の税務署

〇住民税申告の手続について・・・・・・お住まいの区市町村

〇ふるさと納税の手続等について・・・・寄附先の自治体

〇都の条例指定寄附金について・・・・・主税局課税部課税指導課 03-5388-2969

〇区市町村の条例指定寄附金について・・お住まいの区市町村

主税局 HP（個人住民税の寄附金税額控除）